

企業チャレンジモデル工事実施要領

1. 目的

地域における公共工事の担い手を育成・確保するため、県発注工事での直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図る必要がある。

本要領は、受注件数を評価することにより、県発注工事で直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図り、各地域における公共工事の担い手の育成・確保することを目的とする「企業チャレンジモデル工事」（以下、「モデル工事」という。）の事務の流れや留意事項等を定めたものである。

2. 概要

当該工事発注年度中に入札者が受注した工事件数が少ない場合に、総合評価落札方式において加点を行う。

3. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、下記の工事を候補工事とし、各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、（１）（２）それぞれ約２割ずつの工事を対象工事として無作為に抽出する。

- （１） 予定価格（税抜き）3,600万円以上6,000万円未満の総合評価落札方式（特別簡易型）の対象となる土木一式工事（PC上部工事、海上工事、「地域防災力強化モデル工事」及び「若者・女性活躍推進モデル工事」の対象工事は除く。）
 - （２） 予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の土木一式工事（PC上部工事及び海上工事を除く。）
- ただし、公告日及び契約日が同一年度となる工事に限る。

4. 総合評価落札方式による評価方法

上記２．に規定する総合評価落札方式の評価方法について、予定価格（税抜き）3,600万円以上6,000万円未満の工事の場合は「総合評価方式（企業チャレンジモデル工事）落札者決定基準（案）」（別記第1号様式）、予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事の場合は「総合評価方式（企業チャレンジモデル工事（Bランク））落札者決定基準（案）」（別記第2号様式）により行うものとする。

評価内容「受注工事件数」については、当該工事の発注年度の4月1日から、当該工事の入札公告日の前日までに契約した県発注（知事部局又は教育委員会所管事業で県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う工事）の土木一式工事の受注件数を評価する。

ただし、受注工事については、災害に伴い緊急に行う工事で、競争入札により請負契約を締結していない工事及び単価契約工事は対象外とする。

共同企業体での受注工事は代表幹事を含め、すべての構成員に対して1件の受注件数として取り扱う。

複数の工事の入札を1つにまとめて執行する合冊工事において受注した工事は1件の受注件数として取り扱う。

5. 実施の流れ

【手順1】Aランクの場合

- 1) 各候補工事を起案（起工）した時点で、各工事に通し番号を付し、建設部内で候補工事についての「企業チャレンジ（Aランク）候補工事表」を掲示の方法により公表。
- 2) 各候補工事について、「客観的な数値*」を用い適用工事を選定する。
ただし、適用率を約2割にするために下記のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 通し番号1を適用工事を選定した場合には、次の2、3、4、5は通し番号を付すが、選定はしない。次の選定は、通し番号6から同様に繰り返す。
 - (2) 通し番号1、2、3及び4が適用工事を選定されなかった場合は、次の5番を選定する。
- 3) 通し番号は各年度で付すものとする。

※「客観的な数値」

- ・候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字を下記表に当てはめ適用工事を選定する。

入札書提出日時の「秒」の末尾の数字	0又は5	1又は6	2又は7	3又は8	4又は9
工事に付した通し番号	1 6	2 7	3 ...	4 ...	5 ...

4) 候補工事の公表

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、3）により選定した工事は、2）によりあらかじめ掲示した「企業チャレンジ（Aランク）候補工事表」にモデル工事に選定されたことを示す印を付けるなどの明示により、速やかに公表するものとする。なお、公表する期間は各年度末までとする。

- ・モデル工事適用工事に選定された場合

企業チャレンジ（Aランク）候補工事表 年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工事名	工事場所	選定
2	7	◇◇第〇号-2	●●川 河川修繕工事	▼▼町 ◆◆地内	C

- ・モデル工事適用工事に選定されなかった場合

企業チャレンジ（Aランク）候補工事表 年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工事名	工事場所	選定
3	7	△△第〇号-3	□□線 道路修繕工事	※※町 ▽▽地内	—

【手順2】Bランクの場合

- 1) 各候補工事を起案（起工）した時点で、各工事に通し番号を付し、建設部内で候補工事についての「総合評価（Bランク）候補工事表」を掲示の方法により公表。
- 2) 各候補工事について、「客観的な数値^{*}」を用い適用工事を選定する。
ただし、適用率を特別簡易、モデル工事それぞれ約2割ずつにするために下記のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 通し番号1をモデル工事に選定した場合には、次の2、3、4、5は通し番号を付すが、モデル工事に選定はしない。特別簡易型の選定は引き続き行い、通し番号2を特別簡易型に選定した場合には、次の3、4、5は通し番号を付すが、特別簡易型にも選定しない。次の選定は、通し番号6から同様に繰り返す。
 - (2) 通し番号1、2及び3がモデル工事又は特別簡易型のいずれにも選定されなかった場合は、次の4、5を「客観的な数値」によりどちらかの形式の総合評価に選定する。
なお、選定を行わない工事は公表しない。

3) 通し番号は各年度で付すものとする

※「客観的な数値」

- ・候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字を下記表に当てはめ適用工事を選定する。

入札書提出日時の「秒」の 末尾の数字	特別簡易 チャレンジ	0又は5 4又は9	1又は6 0又は5	2又は7 1又は6	3又は8 2又は7	4又は9 3又は8
工事に付した通し番号		1 6	2 7	3 ...	4 ...	5 ...

- ・通し番号1、2及び3がモデル工事又は特別簡易型のいずれにも選定されなかった場合は、通し番号4について、候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字が、奇数の場合は特別簡易、偶数の場合はモデル工事とし、通し番号5は選定されなかった形式とする。

4) 候補工事の公表

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、3）により選定した工事は、2）によりあらかじめ掲示した「総合評価（Bランク）候補工事表」に特別簡易型若しくはモデル工事に選定されたことを示す印を付けるなどの明示により、速やかに公表するものとする。なお、公表する期間は各年度末までとする。

- ・特別簡易型適用工事に選定された場合

総合評価（Bランク）候補工事表

年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
1	7	〇〇第▲号-2	◎◎線 道路改良工事	■●町 ★★地内	○

- ・モデル工事適用工事に選定された場合

総合評価（Bランク）候補工事表

年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
2	7	◇◇第□号-2	●●川 河川修繕工事	▼▼町 ◆◆地内	C

- ・総合評価適用工事に選定されなかった場合

総合評価（Bランク）候補工事表

年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
3	7	△△第○号-3	□□線 道路修繕工事	※※町 ▽▽地内	—

6. 地域要件

モデル工事で発注する工事における地域要件は各建設部及び海南工事事務所の9ブロックとする。

7. その他

本要領に記載のない事項については「総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】」に従うものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から適用する。

この要領は、令和8年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

(参考)

「総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】」

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>)

別紙-1 総合評価方式(企業チャレンジモデル工事) 落札者決定基準(案) 【企業チャレンジモデル工事(Aランク)に適用】
 県土整備部(振興局建設部)名: _____ 課(建設部)

工事名	
工事場所	
予定価格	
工事概要	

各評価項目の選定理由 公共工事の担い手を育成及び確保するため、県発注工事で直近の受注実績がない業者等の受注機会を拡大を図る評価項目を選定した。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	/ 1.0	※技術士は、建設部門又は総合技術監理部門(建設)に対して評価する。	
		②2級土木施工管理技士(土木)	0.5			
		③上記以外	0.0			
	(2)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	/ 1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。	
②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5					
③なし	0.0					
小計				/ 2.0		
地域貢献	(1)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	/ 1.0		
		②なし	0.0			
	(2)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	/ 1.0	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに入札したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
			上記以外	0.0		
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1		
		上記以外	0.0			
		③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案	0.1			
		上記以外	0.0			
	県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1	/ 0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】	
		上記以外	0.0			
小計				/ 2.0(2.1)		
担い手確保	(1)受注工事件数	①受注工事件数0件	1.0	/ 1.0	※受注工事件数は当該年度の4月1日から、当該工事の入札公告日の前日までに契約された、県発注の土木一式工事の受注件数とする。 ※単価契約工事、災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事は対象外とする。	
		②受注工事件数1件	0.5			
		③受注工事件数2件以上	0.0			
	小計				/ 1.0	
合計				/ 5.0(5.1)		

標準点(基礎点)	100点
加算点	換算は行わない
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点
評価値	(技術評価点/入札価格(千円))×10 ⁵

※ 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。

- ・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組を評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。
- 1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。
 - ・入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者
 - ・入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者
 - 2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。
 - ・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者
 - ・土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者

別紙-1 総合評価方式(企業チャレンジモデル工事(Bランク)) 落札者決定基準(案) 【企業チャレンジモデル工事(Bランク)に適用】
 県土整備部(振興局建設部)名: _____ 課(建設部)

工事名	
工事場所	
予定価格	
工事概要	

各評価項目の選定理由 公共工事の担い手を育成及び確保するため、県発注工事で直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図る評価項目を選定した。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考			
配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	/ 1.0	※技術士は、建設部門又は総合技術監理部門(建設)に対して評価する。			
		②2級土木施工管理技士(土木)	0.5					
		③上記以外	0.0					
	(2)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	/ 1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。			
②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5						
③なし		0.0						
小計				/ 2.0				
地域貢献	(1)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	/ 1.0				
		②なし	0.0					
	(2)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外	0.8 0.0	/ 1.0	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日まで購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。		
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0				
			③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m ³ 以上の使用を提案 上記以外	0.1 0.0				
		県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0			/ 0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
			小計					/ 2.0(2.1)
		担い手確保	(1)受注工事件数	①受注工事件数0件			1.0	/ 1.0
	②受注工事件数1件			0.5				
	③受注工事件数2件以上			0.0				
小計				/ 1.0				
合計				/ 5.0(5.1)				

標準点(基礎点)	100点
加算点	換算は行わない
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点
評価値	(技術評価点/入札価格(千円))×10 ⁵

※
 ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。
 ・書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式により発注された他の県発注工事※1の主任(監理)技術者となっている場合、※2は配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。(減点評価のみ実施する。)

※1 舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く
 ※2 引渡し完了していない場合とする

・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。
 1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。
 ・入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者
 ・入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者
 2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。
 ・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者
 ・土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者

技術提案作成要領

(企業チャレンジモデル工事)

入札に付する工事の概要	
工事年度・工事番号	〇〇第〇号
工事名	〇〇〇〇工事
工事場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内
工事概要	入札公告を参照のこと
工期	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
	<p>入札書、工事費内訳書、入札担当者連絡票及び低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応じた際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数を電子入札システムにより入力し申告すること。ただし、紙入札により入札を行う場合は、提案様式1に申告点数を記入し提出すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p>
入札書等の電子入札システムによる提出期間	〇〇年 月 日（ ） 時 分から〇〇年 月 日（ ） 時 分まで

技術提案の様式及び提出方法	
	<p>技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次の留意事項及び記載例に基づき記載すること。</p> <p>【共同企業体での入札参加を可能とする工事の場合は、標準型（県内・県外混合）に記載している「共同企業体での入札参加等に必要な内容」を準用する。】</p>
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	配置予定技術者の資格等（様式2）
ウ	<p>【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）及び（その3）</p> <p>【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）</p>
エ	大規模災害時の応急対策業務取組（様式5）（該当しない場合は提出不要）
オ	受注工事件数（様式6）
カ	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】 申告点数表（提案様式1）

別記参考様式－2

<p>様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。</p>
<p>技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。</p>
<p>発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。</p> <p>なお、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p> <p>ただし、紙入札の場合、提案様式1は入札書の提出時に提出するものとする。</p>

技術提案の内容に関する留意事項

【共同企業体での入札参加を可能とする工事の場合は、標準型（県内・県外混合）に記載している「共同企業体での入札参加等に必要な内容」を準用する。】

配置予定技術者の資格等	
ア	当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式2に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
イ	<p>継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式2に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。）の写しを添付すること。</p> <p>記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。</p> <p>建設系継続教育と認めるのは建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とする。</p>
ウ	当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること
エ	<p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合 ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合。ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので、予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く。なお当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。
オ	<p>当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合 ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合。ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので、予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く。
カ	落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。

別記参考様式－2

県産品、リサイクル製品の積極利用	
	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式3（その1）、（その2）及び（その3）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。</p>
①	<p>見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用に関しては、様式3（その1）に記載するものとする。ただし、見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。</p>
②	<p>①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用に関しては、様式3（その2）に記載するものとし、証明する書類の添付を求めるものとする。</p> <p>提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費に建設資材名が記載されているもの ・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材（ただし、型枠工におけるさん木や足場工における足場板など工法の部分的な資材の提案は対象としない。） ・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、ロードコーン、バリケード、コーンパー及び丁張に限る。 <p>ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。また、③と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。</p>
③	<p>①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用に関しては、様式3（その3）に記載するものとし、紀州材使用量が0.1m3以上であることを証明する書類の添付を求めるものとする。紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の使用量で評価する。なお紀州材は、紀州材認証システムにより認証され、紀州材証明書により、証明できる木材とする。</p> <p>提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費に建設資材名が記載されているもの ・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材 ・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、バリケード及び丁張に限る。 <p>ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。また、②と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。</p>
④【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）の1品目全数使用に関しては、様式3（その4）に記載するものとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。</p>
【予定価格（税抜き）1,800万円～3,600万円の工事に適用】 配置予定技術者の能力に関する評価について	
ア	<p>書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式により発注された他の県発注工事の主任（監理）技術者となっている場合※1は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。（減点評価のみ実施する。）</p> <p>※1舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く</p> <p>※2 引渡し完了していない場合とする</p>

別記参考様式－2

配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
ア	<p>【電子入札の場合】</p> <p>上記の配置予定技術者の資格等において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、電子入札システムの申告点数入力ページの配置予定技術者の氏名欄に候補者全てを入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p> <p>【紙入札の場合】</p> <p>上記の配置予定技術者の資格等において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とし、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p>
大規模災害時の協定締結	
ア	<p>入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請（県担当機関に受け付けられたものに限る。）をしている者は、申請内容を様式5の①に記載することができる。この場合、確認書類を添付することとし、当該工事に関連した取組みが確認できれば評価する。</p>
イ	<p>入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を様式5の②に記載すること。</p>
ウ	<p>入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を様式5の③に記載すること。</p>
エ	<p>入札書提出日時点において、入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者は、加点評価するものとし、様式5の提出は不要である。</p>
受注工事件数	
ア	<p>受注工事件数について、様式6に記載すること。記載対象は、当該年度の4月1日から、当該工事の入札公告日の前日までに契約された、県発注の土木一式工事とする。ただし、単価契約工事、災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事は対象外とする。</p>
申告点数	
	<p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者全てを入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p>
落札者決定基準	
	<p>落札者決定基準は別紙－1のとおりとする。</p>

別記参考様式－２

苦情申し立て	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適合通知書を受領した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
	当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
	発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受領した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
	苦情申立書の受付窓口、受付時間 苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。 受付窓口：〒〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課 受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで
その他の留意事項	
	入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
	技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
	提出された技術提案は、返却しない。
	電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。
	技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。 〒〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課 電話 〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

(様式1) (企業チャレンジモデル工事)

技術提案提出書

工事番号： ○○第○号
工事名： ○○○○工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 様式2及び配置予定技術者の資格を証明する書類（証明書類 有 ・ 無 ）
- 2 継続教育（CPD）の証明書の写し（ 有 ・ 無 ）
- 3 主任技術者の兼務届出書
※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ
- 4 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】
様式3の（その1）、（その2）及び（その3）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（けんさんびん登録通知書等）
（証明書類 有 ・ 無 ）
【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】
様式3の（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（けんさんびん登録通知書の写し又は県内開発建設技術登録通知書の写し等）
（証明書類 有 ・ 無 ）
- 5 様式5及び大規模災害時の協定締結を証明する書類（該当する場合のみ）
- 6 【企業チャレンジモデル工事に適用】
様式6

年 月 日

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

所在地

商号

代表者氏名

総合評価方式(企業チャレンジモデル工事) 申告点数表(案)

【企業チャレンジモデル工事(Aランク)に適用】

工事名	
工事場所	
予定価格	
会社名	
許可番号	
配置予定技術者の氏名	

評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考		
配置予定技術者の能力	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0		※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。		
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5				
		③上記以外	0.0				
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0		※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。		
②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5					
③なし		0.0					
小計							
地域貢献	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0		※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日まで購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。		
		②なし	0.0				
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外	0.8 0.0			
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0			
			③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m ³ 以上の使用を提案 上記以外	0.1 0.0			
		県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0			
			小計				
		担い手確保	(1)受注工事件数	①受注工事件数0件			1.0
	②受注工事件数1件			0.5			
	③受注工事件数2件以上			0.0			
小計							
合計							

※

- ・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。
 - ① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。
 - ② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。)
- ・当該様式の提出がない場合は失格とする。
- ・申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。
- ・技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。
- ・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。
 - 1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。
 - ・入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者
 - ・入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者
 - 2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。
 - ・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者
 - ・土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者

総合評価方式(企業チャレンジモデル工事(Blank)) 申告点数表(案)

【企業チャレンジモデル工事(Blank)に適用】

工 事 名	
工 事 場 所	
予 定 価 格	
会 社 名	
許 可 番 号	
配置予定技術者の氏名	

評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考				
配置予定技術者の能力	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0		※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。				
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5						
		③上記以外	0.0						
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0		※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。				
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5						
③なし		0.0							
小 計									
地域貢献	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0		※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日まで購入したことが証明できるものに限る。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 ※②、③で書明した品目の提案の割合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。				
		②なし	0.0						
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	① 見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外	0.8 0.0					
			② 上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0					
			③ 上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m ³ 以上の使用を提案 上記以外	0.1 0.0					
		県内開発建設技術	④ 「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0			【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】		
			小 計						
			合 計						
	担い手確保	(1)受注工事件数	①受注工事件数0件	1.0			※受注工事件数は当該年度の4月1日から、当該工事の入札公告日の前日までに契約された、県発注の土木一式工事の受注件数とする。 ※単価契約工事、災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事は対象外とする。		
			②受注工事件数1件	0.5					
③受注工事件数2件以上			0.0						
小 計									
合 計									

※

- 書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。
 - ① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。
 - ② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。)
- 当該様式の提出がない場合は失格とする。
- 申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。
- 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。
- 書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式により発注された他の県発注工事※1の主任(監理)技術者となっている場合※2は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。(減点評価のみ実施する。)
- ※1 舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く
- ※2 引渡し完了していない場合とする
- 「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記ののとおりとする。
 - 1)入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。
 - ・入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者
 - ・入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者
 - 2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。
 - ・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者
 - ・土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者

(様式6) (企業チャレンジモデル工事)

【企業チャレンジモデル工事に適用】

受注工事件数

工 事 名 : _____
会 社 名 : _____

今年度の受注工事件数 (土木一式)			○ 件
番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額
	工事名称	施工場所	工期 (配置期間)
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
2			

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 受注工事件数は、当該年度の4月1日から、当該工事の入札公告日の前日までに契約された、県発注の土木一式工事とする。
- ※ 受注工事がない場合は0件と記載すること。
- ※ 契約件数が2件以上ある場合は直近の2件について記載すること。
- ※ 合冊工事の場合は入札工事で1件として計上する。
- ※ JVはどちらにも1件として計上する。